

しながわ

平成21年(2009)
6/23
1716号

**選挙
特集号**

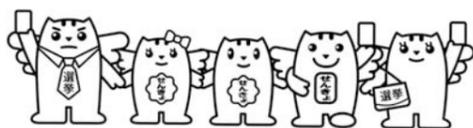
〒140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

区役所は耐震改修工事のため駐車スペースに限りがあります。車でご来庁の際はお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

小さな一票、大きな未来

**7月12日(日)は
東京都議会議員選挙の
投票日です**

投票時間は
午前7時から
午後8時まで



平成20年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
品川区選挙管理委員会委員長賞 古田卓也さん(八潮学園8年)

品川区で投票できる方

平成元年7月13日以前に生まれた方で、平成21年4月2日までに品川区に転入の届け出をし、引き続き区内に住んでいる方です。

4月3日以後に転入の届け出をした方などは、下表をご覧ください。

今回の選挙で投票することができる方・できない方

			投票できます	
			今の住所の投票所で	前の住所の投票所で
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方			○	
区内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	6月13日以前に転居届をした方	○	
		6月14日以後に転居届をした方		○
品川区に転入した方	4月2日以前に転入届をした方		○	
	4月3日以後に都内からの転入届をした方(前住所地(都内)の選挙人名簿に登録がある場合)	前住所地を3月3日以前に転出した方	投票できません	
		前住所地を3月4日～11日に転出した方		前住所地で期日前投票ができる場合があります*1*2
		前住所地を3月12日以後に転出した方		前住所地で投票できます*2
4月3日以後に都外からの転入届をした方		投票できません		
品川区から転出した(する)方	4月2日以前に、都内の転出先に転入届をした方		新住所地で投票できます	
	4月3日以後に都内の転出先に転入届をした方(品川区の選挙人名簿に登録がある場合)	品川区を3月3日以前に転出した方	投票できません	
		品川区を3月4日～11日に転出した方		品川区で期日前投票ができる場合があります*3*4
		品川区を3月12日以後に転出した方		品川区で投票できます*4
品川区から都外へ転出した方		投票できません*5		
平成元年7月14日以後に生まれた方			投票できません	

※「転出」した日は、転出届をした日ではなく、実際に異動した日です。

*1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

*2 住所の移転1回に限ります。投票の際には、品川区が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)が必要です。

*3 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。

*4 住所の移転1回に限ります。投票の際には、新住所地の区市町村が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)が必要となります。

*5 品川区の選挙人名簿に登録があり、7月4日以降に都外へ転出する方は、転出する前までは、期日前投票ができます。

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で送付します。

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ、自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください。

万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845

期日前投票

選挙人名簿に登録されており、投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票ができます。投票の際には、ご自分の入場整理券をお持ちください。

期日前投票のできる場所・期間・時間

場 所	期 間	時 間
261会議室 (区役所第二庁舎6階)	7月4日(土)～7月11日(土)	午前8時30分～午後8時
地域センター*	7月5日(日)～7月11日(土)	

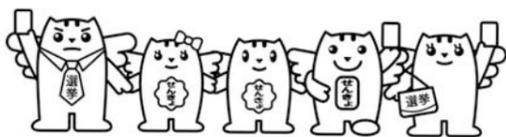
※期間中は、土・日曜日も受け付けます。

*地域センターの窓口では、平日の午後5時以降と土・日曜日は期日前投票の受け付けのみを行います。そのほかの業務は行いませんのでご注意ください。

代理投票・点字投票

体が不自由などのため、字を書くことができない方は、「代理投票」の方法で投票ができます。代理投票は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

また、目が不自由な方は、点字で投票できます。投票所には、点字器を用意しています。



選挙公報

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を発行します。

各家庭には、7月11日(土)までにお配りします。届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

不在者投票

●滞在先でする不在者投票

投票日に出張や旅行などで品川区外に滞在先、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

●指定病院などでする不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院(所)中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームにお問い合わせください。

●郵便などによる不在者投票

☆表1にあてはまる方

自宅で投票用紙に候補者氏名などを自書(必ず本人が記入)し、郵便など(郵便や信書便)で投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

表1 郵便などによる不在者投票

※投票用紙に自書できる方に限ります。

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能の障害	1級～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

☆表1、表2ともにあてはまる方

あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

表2 代理記載が認められる方

※表1、表2ともにあてはまる方に限ります。

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

投票所の変更など

■投票所の変更

○第6投票所 浅間台小学校

(旧)都立大塚ろう学校品川分教室の改築工事のため、投票所を浅間台小学校へ変更します。(地図を参照)



■投票場所の変更

○第25投票所 小山小学校

新しい校舎が完成したため、今回から1階の会議室が投票所となります。

なお、校舎への出入り口は、正門1カ所のみとなります。

■投票所入り口の変更

○第12投票所 第四日野小学校

校舎耐震工事のため、プール側の門が使用できません。正門か東門からの出入りとなります。

■投票所の名称変更(場所は変わりません)

○第21投票所 (旧)原小学校 → ウェルカムセンター原

旧原小学校の空き施設に、ウェルカムセンター原・交流施設が開館したため、投票所の名称を変更します。

投票場所は、これまでと同様に、体育館(スポーツ室)に設けます。

○第42投票所 八潮北小学校 → 私立明晴学園

旧八潮北小学校の空き施設に、私立明晴学園が開校したため、投票所の名称を変更します。

投票場所は、これまでと同様に、体育館に設けます。

○第43投票所 八潮南小学校 → (旧)八潮南小学校(八潮学園)

現在、旧八潮南小学校の校舎は、八潮学園の仮校舎として使用されているため、投票所の名称を変更します。

投票場所は、これまでと同様に、体育館に設けます。

○第9投票所 第二日野小学校 → 日野学園

○第20投票所 伊藤中学校 → 伊藤学園

選挙の情報をお知らせします

品川区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

●投票率・開票速報は携帯電話でもご覧になれます
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/mb1>

品川区テレホンガイド「知ッテル区ん」

☎3777-7500

内 容	コード番号	案内日
期日前投票	8330	7月11日(土)まで
投票率速報	8440	7月12日(日)から
開票速報	8550	

※投票率速報はおおむね1時間、開票速報はおおむね30分ごとに新しい情報になります。

ケーブルテレビ品川

「区民チャンネル」では、7月12日(日)午後8時から開票状況などを中継します。

問い合わせ/ケーブルテレビ品川 ☎3788-4035